

堺市会計年度任用職員採用選考受験案内

(女性相談員)

【試験日程】

令和8年1月25日(日)

【受付期間】

令和8年1月16日(金)まで

【採用予定日】

令和8年4月1日(水)

堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課



1 募集内容

(1) 業務内容等

業務内容	採用 予定数
配偶者等からの暴力や離婚、生活などさまざまな悩み等を抱えた女性の相談に応じ、助言や情報提供等を行うほか、関係機関と連携して支援を行います。(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第2項に規定する女性相談支援員)	2名程度

(2) 受験資格

◆女性に対する相談、支援などの職務を行うに必要な熱意と識見をもち、かつ、次に掲げる①～③の全てを満たす人

①次に掲げる条件の1つを満たす人

- ・社会福祉士の資格を有する人(令和8年3月31日までに取得見込みの人を含む。)
- ・精神保健福祉士の資格を有する人(令和8年3月31日までに取得見込みの人を含む。)
- ・社会福祉主事の任用資格を有する人(令和8年3月31日までに取得見込みの人を含む。)
- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(大学又は短期大学等)において、児童福祉・社会福祉・児童学・心理学・教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人(令和8年3月31日までに卒業見込みの人を含む。)

②パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる人

③地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

※ 国籍及び年齢は問いません。

※ 受験資格を取得見込みの人について、令和8年3月31日までに受験資格を満たすことができない場合は、合格(採用)を取り消します。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程等

(1) 試験日時

令和8年1月25日（日）午前9時集合（時間厳守）

※ 集合時間までに受付を済ませていない人は、試験を受験できません。

ただし、公共交通機関の不通・遅れにより集合時間に遅刻した場合は、利用した公共交通機関発行の遅延証明書の提出を条件として、受験を認める場合があります。

(2) 集合場所

堺市役所 本館3階（堺市堺区南瓦町3番1号）

※ 試験会場へは公共交通機関をご利用ください。

(3) 持ち物

- ① 筆記用具
- ② 受験票

※ 携帯電話、スマートフォン等の時計機能は使用できませんのでご留意ください。

(4) 試験内容

- ① 筆記試験（1時間）
 - ② 面接試験（グループディスカッション：約20分、個別面接：約15分）
- ※ 応募者が複数の場合にのみ、グループディスカッションを実施します。

(5) 合格発表

令和8年2月2日（月）までに合格発表を予定しています。結果の合否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送します。

※ 電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

(6) その他

- ① 応募人数によっては、面接試験が午後になる場合があります。（昼食は各自でご用意ください。）
- ② 試験のスケジュール等は、受付時にお知らせします。
- ③ 合格者には、指定する期限までに応募資格が確認できる書類を提出していただきます。
- ④ 受験資格を取得見込みの人について、令和8年3月31日までに受験資格を満たすことができない場合は、合格（採用）を取り消します。

⑤受験資格がないことが判明した場合は、合格（採用）を取り消します。また、申込内容や提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格（採用）を取り消すことがあります。

3 受験申込み方法

(1) 申込み方法

【持参の場合】

令和8年1月16日（金）まで（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）
堺市役所（堺市堺区南瓦町3番1号）高層館8階 子ども青少年育成部子ども家庭課へ
『堺市会計年度任用職員履歴書（女性相談員）』をご持参ください。
受付後、受験票をお渡しします。

※ 来庁に際しては、公共交通機関をご利用ください。

【郵送の場合】

令和8年1月16日（金）まで（当日消印分まで有効）
『堺市会計年度任用職員履歴書（女性相談員）』を郵送先（子ども家庭課）まで
簡易書留にて郵送してください。

- ※ 『堺市会計年度任用職員履歴書（女性相談員）』の記入にあたっては、黒インク又は黒ボールペンを使用し、自筆で記述してください。
- ※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することができます。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	<p>○堺市会計年度任用職員履歴書（女性相談員） 半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼り付けてください。 (写真是タテ4.0cm×ヨコ3.0cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に試験区分と氏名を記入して選考申込書にのりで貼り付けること)</p> <p>○返信用封筒（460円分の切手を貼付したもの） ※ 受験票送付用。定形（長型3号程度の大きさ）の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、切手を貼付し、「簡易書留」と朱書きしてください。 ※ 返信用封筒（460円分の切手を貼付したもの）を同封していない場合は、受付することができませんので、ご注意ください。</p>
郵送先 郵送方法	<p>○郵送先 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 家庭福祉係</p> <p>○郵送方法 ※ 封筒の表に「堺市会計年度任用職員履歴書（女性相談員）在中」と朱書きで明記のうえ、上記の提出書類（折り曲げ厳禁）と返信用封筒を同封し、簡易書留にて郵送してください。</p>

(2) 受験票の発行

- ①申込書を持参の場合、受付時に「受験票」を交付します。
 - ②申込書を郵送の場合、「受験票」を簡易書留にて郵送します。
- ※ 送付した受験票は、試験日当日必ず持参してください。

(3) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・受験に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4 報酬・勤務条件等

(令和7年12月22日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

- ◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員
- ◆勤務日：月～金曜日のうち週4日
(勤務日については、採用時に指定します。)
- ◆勤務時間：週30時間勤務
原則として、午前9時～午後5時30分のうち7時間30分ですが、時間外勤務をすることがあります。
(勤務時間については、配属先により異なる場合があり、採用時に指定します。)
- ◆任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。
- ◆報酬：月額220,400円
※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり
(上限10年)
- ◆期末勤勉手当：期末手当は6月・12月(合計4.65ヶ月)に支給
※任用初年度は、在職期間に応じて割り落としあり
- ◆その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給
- ◆休日等：週休3日、祝日、年末年始
- ◆休暇：年次有給休暇(週4日、週30時間勤務で4月1日採用の場合20日予定(採用初日に10日付与し、6月経過後10日付与))、特別休暇(夏季、介護等)等
- ◆勤務地：各区役所保健福祉総合センター子育て支援課もしくは、配偶者暴力相談支援センター(勤務場所については、採用予定者に対して後日連絡します。)
※配偶者暴力相談支援センターで勤務の場合、男性からの相談にも対応していただくことがあります。
- ◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

5 問い合わせ先

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7331（直通） FAX 072-228-8341

